

事務連絡
令和7年12月9日

大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
港湾空港部長 殿
営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
営繕部長 殿
各地方航空局 総務部長 殿
空港部長 殿
保安部長 殿
各航空交通管制部 次長 殿
総務管理官 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
企画部長 殿
管理調整部長 殿
国土地理院 総務部長 殿
企画部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を踏まえた
工事及び業務に従事する作業員等の安全確保等について

今般、令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震を受け、気象庁から北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画を踏まえ、既契約の工事及び業務（以下「工事等」という。）において、下記のとおり適切に執り行うこと。

記

○作業員等の安全確保について

土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針及び建築工事安全施工技術指針等に基づき、受注者が適切に作業員等の安全確保が可能な体制の構築に努めるよう指示すること。

○工事等の一時中止措置について

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」での契約済み工事等において、地震の発生の危険にかんがみ、受注者が施工中又は履行中における工事等の一時中止を求める場合、工事請負契約書第20条、土木設計業務等委託契約書第20条等の規定に基づき、必要があると認めるときは、一時中止措置を行うこと。

以上

作業員等の安全確保に関する周知資料(参考)

1. 基本方針

国土交通省の「土木工事安全施工技術指針」「港湾工事安全施工指針」「建築工事安全施工技術指針」に基づき、受注者は安全確保体制の構築に努めるよう指示すること。

2. 安全確保体制の構築ポイント

(1) 施工計画段階

- 作業手順書に安全対策を明記
- 緊急時対応計画(避難経路・連絡体制)を策定

(2) 現場管理

- 安全管理責任者を明確化
- 作業前の KY(危険予知)活動を徹底

(3) 教育・周知

- 作業員への安全教育を定期的に実施
- 外国人作業員には母語または図解で説明

(4) 設備・機材管理

- 足場・仮設設備の点検を毎日実施
- 重機操作は有資格者のみ

(5) 気象・災害対応

- 地震・強風・豪雨時は作業中止を検討
- 後発地震注意情報発令時は安全確認後再開

3. 現場で徹底すべき事項

- (1) 保護具(ヘルメット・安全帯・反射ベスト)着用義務
- (2) 作業開始前の安全ミーティング
- (3) 作業中の合図・誘導の徹底
- (4) 不安全行動の即時是正